

令和8年度

第1回

東京都大規模小売店舗立地審議会

日 時：令和8年5月25日（月）午前10時00分～午前10時46分

場 所：オンライン開催

議 事

(1) 「(仮称) 門前仲町開発計画」の新設について

○野田会長 まず、江東区の「(仮称) 門前仲町開発計画」における野村不動産株式会社による新設の届出の案件です。事務局から説明をお願いいたします。

○志賀課長代理 では、審議案件の概要「(仮称) 門前仲町開発計画」の新設についてご説明申し上げます。

資料1の1ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和7年10月24日、設置者は野村不動産株式会社、店舗の名称は「(仮称) 門前仲町開発計画」、所在地は江東区越中島一丁目3番、小売業者名は未定での届出となっております。新設する日は令和10年4月30日、店舗面積は1,454平方メートルです。

駐車場については、店舗2階にNo.1として44台分整備します。指針に基づく必要駐車台数は44台であり、これと同数の届出となっております。このほか、住宅用として174台、施設全体としては218台の駐車場を設置します。

駐車場の出入口は敷地南側に1か所の設置となります。

自動二輪車用駐車場は1台分設置します。

駐輪場については、敷地北東側にNo.1として72台分整備します。江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例に基づく必要台数は72台であり、これと同数の届出となっております。このほか、届出外駐輪場として、28台の駐輪場を設置します。

荷さばき施設については、2か所合計で60平方メートル分を整備します。使用時間帯はNo.1は午前6時から午後10時まで、No.2は午前6時から午後11時までです。

廃棄物等の保管施設については、2か所合計で8.96立方メートル整備します。併設施設を含む排出予測量7.47立方メートルに対し、充足する計画です。

開店時刻は午前7時ほか、閉店時刻は午後10時45分ほかとなっております。

駐車場の利用時間帯は午前6時45分から午後11時までです。

次に、「2 周辺の生活環境等」です。

計画地はJR京葉線「越中島」駅の北西約200メートルに位置しており、用途地域は第一種住居地域です。

店舗周辺の状況ですが、東側は住宅が隣接、西側は公園が隣接、南側は都道を挟んで大学が立地、北側は住宅が隣接といった環境となっています。

参考情報ですが、当該敷地は、従前は集合住宅がありました。

「3 説明会について」ですが、令和7年12月4日、木曜日、午後7時から午後8時30分まで、深川スポーツセンター多目的ホールで開催され、37名の出席がありました。

説明会では、「住宅用の駐車場通路の途中にある荷さばき施設や廃棄物保管施設は、なぜここに設置するのか、マンション前で迷惑である。」という意見が寄せられ、設置者からは、「スーパー用の荷さばき施設2は店舗の屋上階に設置しています。荷さばき施設1の荷さばきの時間帯は6時から22時で、この全ての時間で常時荷さばきをしているということではないが、騒音のチェックをして環境基準内に収まっていることを確認しています。」と回答し、理解を求めました。

「4 法8条に基づく意見」ですが、江東区の意見を令和8年1月16日に受理していますが、意見はございません。公告による申出者の意見についてはございませんでした。

本件には委員の皆様からの事前質問はありませんでした。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議をお願いします。

泉山委員、いかがでしょうか。

○泉山委員 特にコメントありません。

○野田会長 坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 来店経路についてちょっとお伺いしたいんですけど、商業のほうの来店経路に関して、予測が少ないのかもしれないんですけども、北東からどのように入店していくと考えているか教えていただいてもいいですか。

○志賀課長代理 北東といいますと、目の前の通りを東側から南下してくるイメージでよろしいですかね。

○坂村委員 そうですね。住宅のほうだと北のほうからの進入もあって、多分右折がすごく商業のほうの入口だと難しそうだなと思って、どう迂回して入られるのかなと思ったんですが。

○志賀課長代理　そういう意味で言いますと、24ページの図4、来退店経路図のほうをご覧くださいたいんですけど、ちょっと線が切れているんですが、この交差点1の方面から来られる車については、この交差点1の①の方向、永代橋通りを西に進んでいただいて永代橋を渡って、鍛冶橋通りに入り、新川二丁目のところから佃を通過して、この交差点3を左折して、左折、左折で入るというイメージで考えております。

○坂村委員　分かりました。大丈夫です。ありがとうございます。

○野田会長　では、横田委員、いかがでしょうか。

○横田委員　特にございません。

○野田会長　小嶋委員、いかがでしょうか。

○小嶋委員　特にありません。

○野田会長　大門委員、いかがでしょうか。

○大門委員　荷さばきについて1点、お伺いしたいんですけども、2トントラックと4トンロングで、2トントラックのほうが広いところにとめているような印象を受けるんですけど、その辺りは何か理由があったりするのでしょうか。

○志賀課長代理　理由というか、物理的に荷さばき施設の場所が違って、あと出入りする車路が違っている形で、どちらの店舗側に車が来るかという違いでしかなくて、一応スーパーのほうについては、4トンを使用する予定になっているということで、単純に想定されている業態で、スーパーなので4トン車が想定されると、それだけです。

○大門委員　4トンと2トンの台数というのは、どこかに書いてあるんですか。

○志賀課長代理　想定台数については、届出書の11ページをご覧くださいたいんですけど、表が小さくて恐縮なんですけど、荷さばき施設、スーパー側についていうと、4トンロングが2台、4トンが12台、2トンが2台という、1日の計でそういう想定になっています。

○大門委員　4トンロングと4トンは、建物内のほうに入るとのことですよね。

○志賀課長代理　そうです。おっしゃるとおりです。

○大門委員　分かりました。大丈夫です。

○野田会長　朝倉委員、いかがでしょうか。

○朝倉委員　特にありません。

○野田会長　道満委員、いかがでしょうか。

○道満委員 先ほど説明会の際に指摘があった件、要するに廃棄物の保管場所のところ、それが住居のほうに迷惑がかからないようにだけは、やはりしたほうがいいかなというふうに私は思いますので、そこだけコメントをさせていただきたいと思います。

以上です。

○志賀課長代理 ありがとうございます。今現在、計画段階ですので、建物竣工後、運営面に関しても、ご迷惑がかからない運用をするように設置者のほうにはお伝えさせていただきたいと思います。

○道満委員 以上です。

○野田会長 南部委員、いかがでしょうか。

○南部委員 私も保管場所について多少懸念を感じましたので、同じように注意していただければと思います。よろしく願いいたします。

○志賀課長代理 ご懸念があった点については、設置者にお伝えさせていただきます。

○野田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、本案件は大規模小売店舗立地法に基づく意見はなしと決定したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

[各委員、T e a m s の挙手ボタンをクリック]

○志賀課長代理 全員挙手いただきました。

○野田会長 それでは、「(仮称) 門前仲町開発計画」における野村不動産株式会社による新設の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、江東区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

(2) 「(仮称) めじろ台A敷地開発計画」の新設について

○野田会長 続きまして、八王子市の「(仮称) めじろ台A敷地開発計画」における京王電鉄株式会社による新設の届出の案件についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○志賀課長代理 審議案件の概要「（仮称）めじろ台A敷地開発計画」の新設について、ご説明申し上げます。

資料1の2ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和7年10月31日、設置者は京王電鉄株式会社、店舗の名称は「（仮称）めじろ台A敷地開発計画」、所在地は八王子市めじろ台四丁目11番、小売業者名は株式会社京王ストアほか未定での届出となっております。

新設する日は令和8年7月1日、店舗面積は1,834平方メートルです。

駐車場については、敷地中央に23台分整備します。指針に基づく必要駐車台数は23台であり、これと同数の届出となっております。

駐車場の出入口は1か所の設置となります。

自動二輪車用駐車場は2台分設置します。

駐輪場については、2か所合計で52台分整備します。条例に基づく必要台数は52台であり、これと同数の届出となっております。

荷さばき施設については、敷地中央に761平方メートル設置します。使用時間帯は午前6時から午前8時30分までです。

廃棄物等の保管施設については、2か所合計で10.22立方メートル整備します。指針に基づく排出予測量8.55立方メートルに対し、充足する計画です。

開店時刻は午前9時、閉店時刻は午後9時45分となっております。

駐車場の利用時間帯は午前8時30分から午後10時までです。

次に、「2 周辺の生活環境等」です。

計画地は京王高尾線「めじろ台」駅の北西約100メートルに位置しており、用途地域は近隣商業地域です。

店舗周辺の状況ですが、東側は市道を挟んで店舗が立地、西側は市道を挟んで住居が立地、南側は市道を挟んでマンション、店舗、駐車場が立地、北側は市道を挟んで住居、クリニックが立地といった環境となっております。

参考情報ですが、当該敷地は、従前は駐車場とスポーツ施設がありました。

「3 説明会について」ですが、令和7年12月22日、月曜日、午後7時から午後7時50分まで、めじろ台第一会館多目的ホールで開催され、26名の出席がありました。

説明会では、「実際の経路と異なるのではないか。」という意見が寄せられ、設置者か

らは、「店舗からは設定している経路で来店するようにご案内いたします。店舗利用者の車が生活道路を通行することが多発するようであれば、改めて交通管理者と道路管理者と協議して対応を検討します。」と回答し、理解を求めました。

「4 法8条に基づく意見」ですが、八王子市の意見を令和7年12月17日に受理していますが、意見はございません。公告による申出者の意見についてはございませんでした。

本件には、委員の皆様からの事前質問はありませんでした。

以上で、事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議をお願いします。

泉山委員、いかがでしょうか。

○泉山委員 特にコメントはございません。

○野田会長 坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 今、住民説明の中でもあったような生活道路への進入ということの懸念と、あと交差点B、Cで右折滞留が発生する可能性があるということも指摘されていると思いますので、開店後にどういった状況で、色々な車両の数が増えたかということをちゃんとモニタリングして、適切な交通の対応を取っていただければと思っております。

○志賀課長代理 開店後の交通計画、きちんと想定どおりに収まっているかどうかは確認するように設置者のほうにはお伝えしようと思えます。

○坂村委員 ありがとうございます。

○野田会長 横田委員、いかがでしょうか。

○横田委員 特にございません。

○野田会長 小嶋委員、いかがでしょうか。

○小嶋委員 私も、今、もうお話のあった住民の方からもご指摘があったところの回答をいただいたとおりに、住宅内に来客の車が入ってこないかというのをしっかり確認いただいて、住民の方から相談があった場合なんかには、しっかり対応していただくというのを回答どおりをお願いしたいということと、あと、荷さばきの時間帯は通学時間帯にかかる時間も許可されているということですので、通学路と入口が重なっているの、荷さばきの方にしっかり交通安全について啓発いただきたいというお願いです。

以上です。

○志賀課長代理 来退店経路のことと、通学時間帯の荷さばきについて2点、設置者のほうに改めて注意喚起をさせていただきたいと思います。

○野田会長 大門委員、いかがでしょうか。

○大門委員 特にございませぬ。

○野田会長 朝倉委員、いかがでしょうか。

○朝倉委員 特にございませぬ。

○野田会長 道満委員、いかがでしょうか。

○道満委員 特にございませぬ。

○野田会長 南部委員、いかがでしょうか。

○南部委員 特にございませぬ。

○野田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、本案件は、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

[各委員、T e a m s の挙手ボタンをクリック]

○志賀課長代理 全員挙手いただきました。

○野田会長 それでは、「(仮称)めじろ台A敷地開発計画」における京王電鉄株式会社による新設の届出の案件につきましては、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、八王子市の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

(3) 「瑞穂ショッピングセンター」の変更について

○野田会長 続きまして、瑞穂町の「瑞穂ショッピングセンター」における有限会社サンケイによる変更の届出の案件についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○志賀課長代理 審議案件の概要「瑞穂ショッピングセンター」の変更について、ご説明申し上げます。

資料1の3ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和7年10月10日、設置者は有限会社サンケイ、店舗の名称は「瑞穂ショッピングセンター」、所在地は西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎字松原1347番1ほか、小売業者名は株式会社Olympicグループほか1名での届出となっております。

今回の届出内容は、駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、開店及び閉店時刻、駐車可能時間帯、駐車場の自動車の出入口の数及び位置についての変更です。

届出書の27ページ、図3-1をご覧ください。

変更前は5か所合計で468台の駐車場の届出がございました。変更後は1枚おめくりいただき、届出書の28ページ、図3-2のとおり、4か所合計で135台の駐車場の届出となっています。

この台数で足りるのかについては、届出書の8ページをご覧ください。

実態調査を行った令和5年6月18日の1時間当たりの最大在庫台数は、104台となっております。令和5年12月でピークとなった来客数と調査日の来客数に大きな変動はなく、届出台数の135台で充足すると考えられます。

駐輪場については、2か所90台から1か所30台に変更します。実態調査を行った令和5年6月18日の1時間当たりの最大在庫台数は10台であり、届出台数の30台で充足すると考えられます。

変更する理由は駐車場及び駐輪場の計画の変更のため、変更予定年月日は令和8年6月11日です。

また、開店時刻について、二つある小売業者のうちの1社が午前10時から午前9時30分に変更します。これに伴い、駐車場利用可能時間帯は午前9時45分から翌午前2時15分までから、午前9時15分から翌午前2時15分までに変更になります。

駐車場の変更に伴い、駐車場の自動車の出入口の数及び位置も合計13か所から出入口2か所に変更になります。

これらの施設の運営に関する事項の変更年月日は、令和7年10月11日です。

続きまして、「2 周辺の生活環境等」です。当該店舗はJR八高線「箱根ケ崎」駅の北西約510メートルに位置しており、用途地域は準工業地域です。

店舗周辺の状況ですが、北側は私道を挟んで畑、事業所、駐車場が立地、東側は事業所、畑が隣接し、私道を挟んで事業所が立地、西側は都道を挟んで事業所、店舗、住宅が立地、

南側は私道を挟んで住宅が立地といった環境となっております。

「3 説明会について」ですが、令和7年12月3日、水曜日、午後7時から午後7時20分まで、瑞穂町長岡コミュニティセンター2階学習室で開催されましたが、出席者はありませんでした。

「4 法8条に基づく意見」ですが、瑞穂町の意見を令和8年1月29日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見についてはございませんでした。

本件には、委員の皆様からの事前質問はありませんでした。

以上で、事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いします。

泉山委員、いかがでしょうか。

○泉山委員 特にコメントございません。

○野田会長 坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 特にありません。

○野田会長 横田委員、いかがでしょうか。

○横田委員 特にごございません。

○野田会長 小嶋委員、いかがでしょうか。

○小嶋委員 特にありません。

○野田会長 大門委員、いかがでしょうか。

○大門委員 特にごございません。

○野田会長 朝倉委員、いかがでしょうか。

○朝倉委員 1点だけ、すみません。従前から営業していると思うので問題は生じていないと思うんですけども、夜間帯の予測結果が数字としては基準を上回っていますので、何か問題が起きた際は、真摯なご対応をお願いしますということだけコメントしておきます。よろしくをお願いします。

○志賀課長代理 夜間の騒音、おっしゃるとおり、一応予測結果として超えていますので、何かありましたら対応するように設置者にお伝えさせていただきます。

○野田会長 道満委員、いかがでしょうか。

○道満委員 特にごございません。

○野田会長 南部委員、いかがでしょうか。

○南部委員 特にございませぬ。

○野田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、本案件は、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしと決定いたしたいと思ひますが、いかがでしょうか。よろしければ挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

[各委員、T e a m s の挙手ボタンをクリック]

○志賀課長代理 皆様挙手いただきました。

○野田会長 それでは、「瑞穂ショッピングセンター」における有限会社サンケイによる変更の届出の案件については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、瑞穂町の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

(4) 「L A B I 渋谷」の変更について

○野田会長 続きまして、渋谷区の「L A B I 渋谷」における、株式会社ヤマダホールディングスによる変更の届出の案件についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○志賀課長代理 では、審議案件の概要、「L A B I 渋谷」の変更について、ご説明申し上げます。

資料1の4ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和7年10月14日、設置者は株式会社ヤマダホールディングス、店舗の名称は「L A B I 渋谷」、所在地は渋谷区道玄坂二丁目29番20号、小売業者名は株式会社ヤマダデンキでの届出となっております。

今回の届出内容は、駐車場の位置及び収容台数、廃棄物等の保管施設の位置及び容量、駐車可能時間帯、駐車場の自動車の出入口の数及び位置についての変更です。

届出書の21ページ、図2-1をご覧ください。

変更前は3か所合計で74台の駐車場の届出がございました。変更後は1枚おめくりいただき、届出書の22ページ、図2-2のとおり、2か所合計で8台の駐車場の届出とな

っています。

この台数で足りるのかについては、届出書の6ページをご覧ください。

実態調査を行った令和4年8月末から9月末にかけての1時間当たりの最大在庫台数は、4台となっております。届出駐車場が稼働していた時期のピーク来客数と最大在庫台数となった日の来客数で補正した1時間当たりの最大在庫台数は8台であり、届出台数の8台で充足すると考えられます。

また、廃棄物保管施設の容量を30.75立方メートルから10.28立方メートルに減少しますが、保管容器容量で換算したことによるもので、実質的な変更はありません。

駐車場利用可能時間帯が変更になっていますが、これは隔地駐車場の数が減ったことによるもので、引き続き利用する駐車場については、変更はありません。駐車場の自動車の出入口の数及び位置は合計4か所から合計2か所になります。

変更する理由は届出している隔地駐車場を返却し、新たな駐車場を届出するとともに、廃棄物保管施設の容量を実態に合わせるため。変更予定年月日は令和8年6月11日です。

続きまして、「2 周辺の生活環境等」です。

当該店舗は東京メトロ半蔵門線「渋谷」駅から西へ約125メートルに位置しており、用途地域は商業地域です。

店舗周辺の状況ですが、東側は商業施設が隣接、西側は飲食店や事業所、テナントビルが隣接、区道を挟んでテナントビルが立地、南側はテナントビルや飲食店が隣接、北側は区道を挟んでテナントビルが立地といった環境となっております。

「3、説明会について」ですが、令和7年12月12日、金曜日、午後7時から午後7時30分まで渋谷区文化総合センター大和田2階学習室7で開催されましたが、出席者はありませんでした。

「4 法8条に基づく意見」ですが、渋谷区の意見を令和8年1月29日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見についてはございませんでした。

本件には、委員の皆様からの事前質問はありませんでした。

以上で、事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

すみません。先ほど私が変更予定年月日を読み間違えました。令和8年6月15日です。お詫びして訂正いたします。よろしくお願いいたします。

○野田会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いします。

泉山委員、いかがでしょうか。

○泉山委員 コメントはないんですけども、ちょっと気になったというか、これ、あれですかね。変更前の隔地駐車場の敷地が開発とかで使えなくなったことがきっかけで見直しをするみたいな、そんなふうな想像をしたんですけども、そんな理解でよろしかったですか。

○志賀課長代理 おっしゃるとおりです。もともとの隔地駐車場が市街地再開発地域に入ってしまった、返却という形になってしまっています。その後、当然新しい隔地駐車場を探していたんですけど、そちらのほうを探すのに難航して届出が遅くなりましたが、原因としてはおっしゃるとおり、再開発で隔地駐車場が使えなくなったことによる届出となっております。

○泉山委員 ありがとうございます。

○野田会長 坂村委員、いかがでしょうか。

○坂村委員 私も似たような点を気になったんですけど、現状、もう既に隔地駐車場は使われていなくて、この届出台数どおりの駐車場運営は行われていないということなんでしょうか。

○志賀課長代理 そういう意味で言うと、今度新しく届出をした新しいほうの隔地駐車場のほうが今のところは提携駐車場という形で、もう既にご利用いただけている形にはなっています。ただ、今回、代替の届出駐車場ということについて、隔地駐車場のオーナーさんとの話合いにちょっとお時間がかかったということで、実際には、駐車施設は利用できる状況にはなっています。

○坂村委員 なるほど、分かりました。

あと、もう一点、そういうので利用ができなかったりというのがあると思うんですけど、やっぱりこの駐車場の利用調査をわざわざコロナ期のものでやるのは妥当なのかとか、現状の利用の実態を適切に反映できているのかなという懸念はあったんですが、その後とか、もう少し最近の調査をすることはできなかったんですかね。

○志賀課長代理 そういう意味で言うと、これは、本来届出をもうちょっと早く出す予定だったんですけど、この届出を出す、調査が終わって、令和4年に終わって、すぐに届出を出すという話になったんですが、そこで今、話にあったように、やっぱりオーナーさんとの間で話合いが持たれて、届出が遅れてしまっています。

一応、都庁の立場として、調査の時期、直近どれぐらいかということについては、直近おおむね3年以内のものであれば、現在の実態を反映しているものということで考えておりました、本件についても一応満たしているだろうという判断をしております。

○坂村委員 分かりました。そうですね。初見ではちょっと古いデータかなというのと、特殊な状況かなというところがあったので、それこそ駐車場の数を、隔地駐車場の届出の数とかを変えたときに、過不足がないかは確認いただきたいなと思っております。

○志賀課長代理 おっしゃるとおり、今後、お客さんのほう、車で見た方が例えば路上滞留等が発生しないかどうかについては、引き続き設置者のほうでご確認いただくようにお話をしたいと思います。

○坂村委員 ありがとうございます。

○野田会長 横田委員、いかがでしょうか。

○横田委員 特にございませぬ。

○野田会長 小嶋委員、いかがでしょうか。

○小嶋委員 特にありません。

○野田会長 大門委員、いかがでしょうか。

○大門委員 私も似たような点、ちょっと教えていただきたいんですけども、先ほどの届出書の6ページに、集客補正比率1.759とあるんですけども、これは、こちらについて補正していただきたいんですけども、通常であれば、調査日と年間の来客数から比をつくるというのが通常ですけども、これはどういう形で作っているのかが分からなくて、教えてください。

○志賀課長代理 すみません。ちょっと表記が分かりにくいんですけど、こちらも調査日と期間の最大の来客のお客さんの人数比で補正をかけています。

○大門委員 調査自体は8月26日から9月30日まで実施しているんですよね。その中の最大在庫台数が4台で、一方で、8月、9月以外の来客数とかで拡大しているということですか。それともそのコロナというのがよく分からなかったんですけども。

○志賀課長代理 結局、先ほどご指摘があったように、令和4年9月25日、調査日というのが一応まだコロナの影響が多少あったということで、実際この店舗におけるお客さん、来場者数という観点からいうと、令和4年よりもさらに遡る形になるんですけども、直近でいうと、令和元年の9月29日が一番お客さんが入っていた日ということで、安全側

で見て、駐車場調査はあるんですけど、来客数については、もうちょっと通常よりも過去遡って、長い期間遡って、一番お客さんが多かった日で、安全側で見て補正をかけているという形になります。

なので、直近のお客さんとの比較という意味でいうと、この表の下のところにある令和6年12月14日の調査でのお客さん数の補正の比率だと1.42になるので、やっぱりまだ令和6年よりも令和元年のほうがお客さんが多かった。そのお客さんの数で補正をかけているという形になります。

○大門委員 分かりました。令和元年は、あれですよ。コロナの前でしたよね。

○志賀課長代理 そうです。ぎりぎり前というか、3か月ほど前という形。

○大門委員 分かりました。この駐車場の調査結果というのは、これ、No.1からNo.3までの合計の話をしているんですか。

○志賀課長代理 おっしゃるとおり、合計台数という形になります。

○大門委員 分かりました。もう一点、教えていただきたいのが、図面のほうの21ページと22ページが変更前と変更後の駐車場の位置ですけども、隔地No.2というのは、前と後ではNo.2は別の駐車場という理解でよろしいですよね。

○志賀課長代理 No.2同士は、別の駐車場になります。縮尺が違うので分かりづらいんですけども、別の場所になります。

○大門委員 市街地再開発事業、先ほどの話だと市街地再開発事業の外側に別で設けたということですよ。

○志賀課長代理 そうです。おっしゃるとおりです。

○大門委員 分かりました。

最後にもう一点だけ、No.1に1台だけあるというのは、何か理由があるんですか。全てを隔地するわけではなく、そこだけを残すというのは。

○志賀課長代理 こちらは身障者用の駐車場ということで、1台分だけ敷地内に確保しているものも届出しているという形になります。

○大門委員 なるほど。じゃあ、身障者以外の駐車場は全て隔地で飛ばしているという、そういう理解ですかね。

○志賀課長代理 そうですね。

○大門委員 分かりました。ありがとうございます。

○野田会長 朝倉委員、いかがでしょうか。

○朝倉委員 1点だけ。先ほどと一緒なんですけど、予測結果が一部基準値を上回っていますので、場所柄、背景騒音もかなり大きくてということもあると思うんですが、何か問題が起きた際は、真摯なご対応をお願いしますということだけコメントしておきます。よろしくをお願いします。

○志賀課長代理 分かりました。騒音について何かありましたら、お店のほうでご対応いただくようにお伝えしたいと思います。

○野田会長 道満委員、いかがでしょうか。

○道満委員 特にございませぬ。

○野田会長 南部委員、いかがでしょうか。

○南部委員 特にございませぬ。

○野田会長 よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、本案件は、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければ挙手ボタンを押していただけますでしょうか。

[各委員、T e a m s の挙手ボタンをクリック]

○志賀課長代理 全員挙手いただきました。

○野田会長 それでは、「L A B I 渋谷」における株式会社ヤマダホールディングスによる変更の届出の案件については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、渋谷区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、大規模小売店舗立地法に基づく意見なしとすることを決定いたします。

以上で、本日の議題4件の審議は全て終了となります。ご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。